

建設業者の皆様へ

建設工事入札・契約制度の改正概要について(令和5年6月～)

三豊市では、建設工事の入札・契約制度について次のとおり改正し、令和5年6月1日から運用しています。

○三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準の見直しについて

本市におけるランク別の発注件数と業者数の状況を考慮し、ランクごとの公平な受注機会を確保するため、次のとおりの運用となっています。

	請負対象設計金額	総合評点区分	等級
土木一式 工事	1,000 万円以上	960 点以上	A
	300 万円以上 1,500 万円未満	785 点以上 960 点未満	B
	500 万円未満	785 点未満	C
建築一式 工事	600 万円以上	900 点以上	A
	3,500 万円未満	700 点以上 900 点未満	B
	600 万円未満	700 点未満	C
舗装工事	500 万円以上	950 点以上	A
	700 万円未満	950 点未満	B
電気工事	800 万円以上	850 点以上	A
	6,000 万円未満	600 点以上 850 点未満	B
	600 万円未満	600 点未満	C
管 工 事	800 万円以上	850 点以上	A
	6,000 万円未満	630 点以上 850 点未満	B
	600 万円未満	630 点未満	C
解体工事	1,000 万円以上	820 点以上	A
	1,000 万円未満	820 点未満	B
その他工事	設定しない	820 点以上	A
		600 点以上 820 点未満	B
		600 点未満	C

※ 6業種(土木・建築・舗装・電気・管・解体工事)における選定基準の等級について

次ページの格付基準に基づき、「平均完成工事高」及び「技術職員又は専門性」の基準を満たしていない場合は、要件を満たす直近下位の等級となっています。